

第 2 章

地域福祉活動計画の基本的な考え方

◇ 地域福祉活動計画の基本理念・基本方針・推進目標

1 基本理念

～だれもが心の豊かさと幸せを実感できる「福祉のまち奥州市」づくりへ～

だれもが「この地域に住み続けたい」願いをかなえるため、市民一人ひとりのふれあい、ささえあい、かたりあいの輪をひろげ、次の4項目をめざしながら、みんなの心の豊かさと幸せを実感できる「福祉のまち」づくりをすすめることを基本理念とします。

- (1) 市民の福祉に対する願いに応え、「みんなと交わる」ことを大切にしながら、親しみに満ちた福祉活動をめざします
- (2) 市民の福祉に対する関心を高め、「みんなとともに楽しむ」ことを大切にしながら、市民参加による福祉活動をめざします
- (3) 市民の福祉に対する理解を深め、「みんなのために役立つ」ことを大切にしながら、よりよい自立に向けた活動をめざします
- (4) 市民の福祉にかかわる活動をしている人たちと手を結び、「みんなのための福祉」のあるべき姿を考え、市民の信頼に応える福祉活動をめざします

2 地域福祉活動計画の基本方針

制度や行政サービスなどの充実が求められる一方、地域福祉活動の充実には、市民が主体となり地域での支えあいを進め、市民自らが参画し協働する福祉活動の展開が不可欠です。このため、市民の抱える福祉課題を的確に捉え、「お互いの身近な問題は地域の問題」として、市民相互で解決し、支え合える関係づくりを進めていくことが必要です。

この計画では、次の基本方針を基軸としながら、ともに支え生きていく地域社会の構築に向け、市民の創意工夫による活動とともに進めながら、福祉の風土を根付かせるとともに理解を深め、活力ある地域づくりをめざします。

- (1) 地域の隅々に渡る地域福祉活動をめざした住民主体による地域づくりの具現化を図ります
- (2) 実施している事業及び活動の共有と整理による事業の再編及び活性化を進めます
- (3) 地域福祉課題への総合相談から解決までの体制整備と明確化に取り組みます

3 推進目標

基本理念を踏まえて、次の3つの目標を設定し、項目のテーマ、項目の具体的な行動計画を策定しました。

- (1) 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり
 - *身近な地域における生活課題の発見や解決に向けた体制をつくろう
 - *日常生活をお互いに支えあうしくみをつくろう
 - *地域住民とつながりをつくり暮らしていこう
 - *災害時の安否確認や避難誘導に取り組める体制づくりをすすめよう
 - *個人情報やプライバシーを正しく理解しよう
- (2) 地域福祉を支えるしくみづくり
 - *地域の担い手や人材を育成しよう
 - *誰もが制約されることなく移動できる環境をつくろう
 - *福祉の意識を高める情報を発信しよう
 - *子育て世代を地域で支えるしくみをつくろう

- *地域での活動を支えるボランティアセンターにしよう
- *地域共生社会の実現に向けて社会福祉法人の連携を強めよう
- (3) 市民の暮らしや活動を支える体制づくり
 - *福祉活動専門員（ＣＳＷ）の活動を広めよう
 - *市民・法人・企業など多くの機関と連携して災害に備えよう
 - *個人や地域の思いを伝えられる環境をつくろう
 - *近隣に見えにくい困りごとを地域や専門機関が連携して解決に向けた支援につなげよう
 - *高齢者や障がい者の権利を守る取組みをすすめよう
 - *市民の相談を真剣に受け止めて支援する体制をつくろう

◇ 地域福祉活動計画の重要なポイント

1 地域共生社会の実現に向けた取組み

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、私たちが暮らしていくうえでの課題は、様々な分野が絡み合って複雑化し、個人や世帯においては複数の分野にまたがった複合化した課題を抱えています。

また、少子高齢化や人口減少により、多くの地域では担い手の減少を招き地域の活力や存続までも脅かす課題となっています。

これらの社会情勢の変化を背景として、地域や世帯などの生活の様々な場において、支えあいの基盤が弱まってきており、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

このような社会や暮らしの変化を踏まえ、誰もが生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域の住民一人ひとりが支えあい、地域を共につくっていくことのできる地域社会の体制整備が進められています。

課題に対して、関係する制度や分野が連携して解決に向けた体制や住民同士を支える人と支えられる人と区別するのではなく、お互いに役割を担い支えあう体制づくり、地域課題を自分自身のことと受け止めて活動に参画し地域をつくる「地域共生社会」の実現に向けた取組みが全国的に推進されており、第3次計画の基礎として位置づけ、市民との協働による行動計画を作成し推進していきます。

2 地域福祉推進のための基本単位

地域福祉活動を推進するための基本単位として日常的な生活圏域（小学校区・中学校区・自治会や町内会など）があり、市民の主体的な福祉活動や市民参加の取り組みを進めるうえで基盤となる圏域です。

これからの地域福祉を推進するにあたり、基本単位を見直し、全市で取り組む圏域を第1層、市民の生活や活動の参加を基礎とする圏域を第2層、日頃から自分たちの暮らしを身近な小地域活動の実践の基本とする圏域を第3層と位置づけ、日常の支えあいや見守り活動に取り組むことを基本とし第3次計画に位置付けています。

(1) 第1層（市全域の単位）

市全域の事業や活動を中心として展開する単位で、地域福祉計画や地域福祉活動計画を基礎とした取組みを推進します。

(2) 第2層（5地域・30地区）

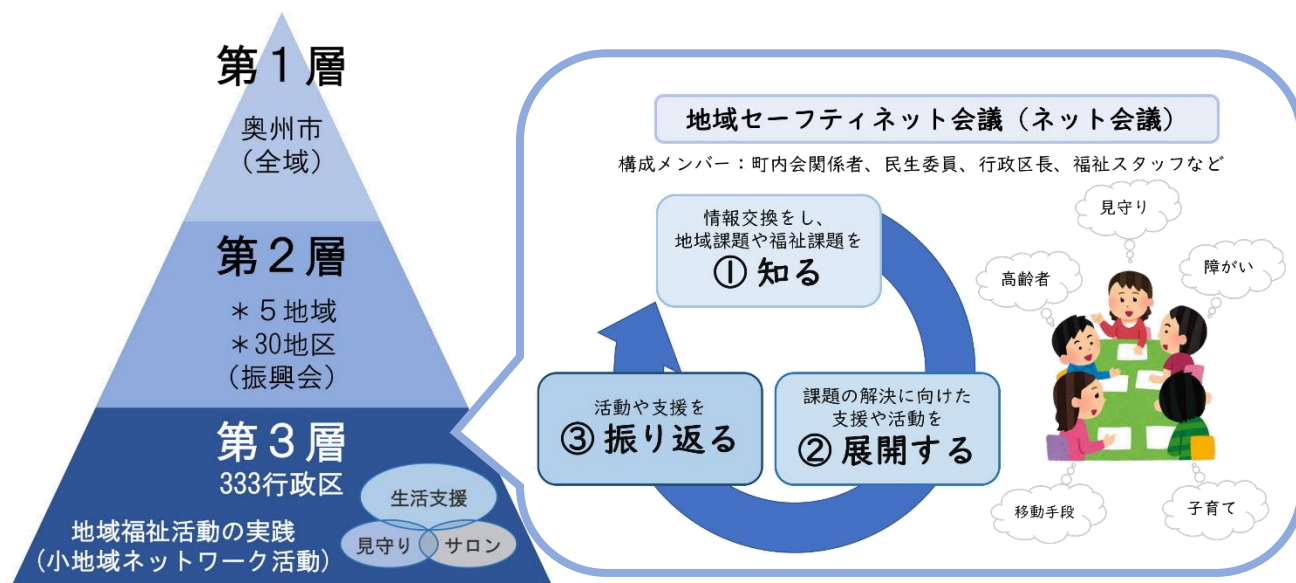
地域（旧5市町村）または30地区（振興会）を基本に、地域や地区内の住民による特性や強みを活かした福祉活動を展開する単位です。

(3) 第3層（333行政区）

日常生活において、身近な小地域による地域福祉活動を実践する単位です。

行政区内での福祉課題やニーズ、解決に向けた方法などについて話し合う場を設け、情報の共有や見守りや支えあいの活動を実践する単位です。

この話し合いの場として、地域セーフティネット会議（以下「ネット会議」という。）を推進し、住民主体による活動を市社協の福祉活動専門員（CSW）が、側面からの支援を行っています。



3 地域づくりのための協働

複雑・多様化する生活課題を解決し、これからも住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、地域コミュニティの一層の充実を図るとともに、市民自らが地域の課題を認識し、解決に取り組んでいくことが重要です。

このため、地域における助けあいや支えあい福祉活動への参加などの市民の自主活動を推進することはもちろん、公的機関の協力、地域福祉を推進する団体の活動や支援など「公助（行政などが行う公的サービス）」「共助（介護保険制度など制度化された相互扶助）」「自助（自分自身や家族で解決すること）」、そして「互助（地域の中でのたすけあいで解決すること）」の役割分担を明確にして、協働することを計画実践の根本としています。

この計画には、市民が主体性を持って参加し、生活課題の発見と解決のしやすい体制づくり、様々なニーズに対応する新たなしくみづくりの構築、幅広い分野や立場の人に参画していただく工夫などが、その手法として盛り込まれています。

また、地域内の福祉に対する機運を高める福祉教育の推進を促し、福祉基盤を充実させることにより、福祉活動の向上や協働による地域づくり、まちづくりにつながっていきます。

4 社会福祉法人による地域支援と法人間の連携

平成28年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人の公益性や非営利性を踏まえて、

本来持つ役割を明確化するため、地域における公益的な取組みの実施が規定されました。

このことにより、社会福祉法人が所在する地域や圏域を対象に、日常生活や社会生活上の支援を必要とする方々に対する福祉サービスや社会福祉事業を提供していくことが求められています。

社会福祉法人として、福祉サービスや社会福祉事業など地域に対する社会貢献のあり方について模索している一方、社会福祉法人が抱える人材の確保や育成などの課題があります。

これらの課題について、社会福祉法人による情報共有の場や同じような課題を解決に向けるとともに、それぞれの強みを生かした地域貢献活動のあり方を協議する場として、社会福祉法人間による連携が必要とされており、市社協がその調整役を担い、市民の課題やニーズに対する福祉サービスや社会福祉事業の提供、災害時における連携体制の構築などを進めていきます。

5 地域や個人の福祉課題の把握と支援

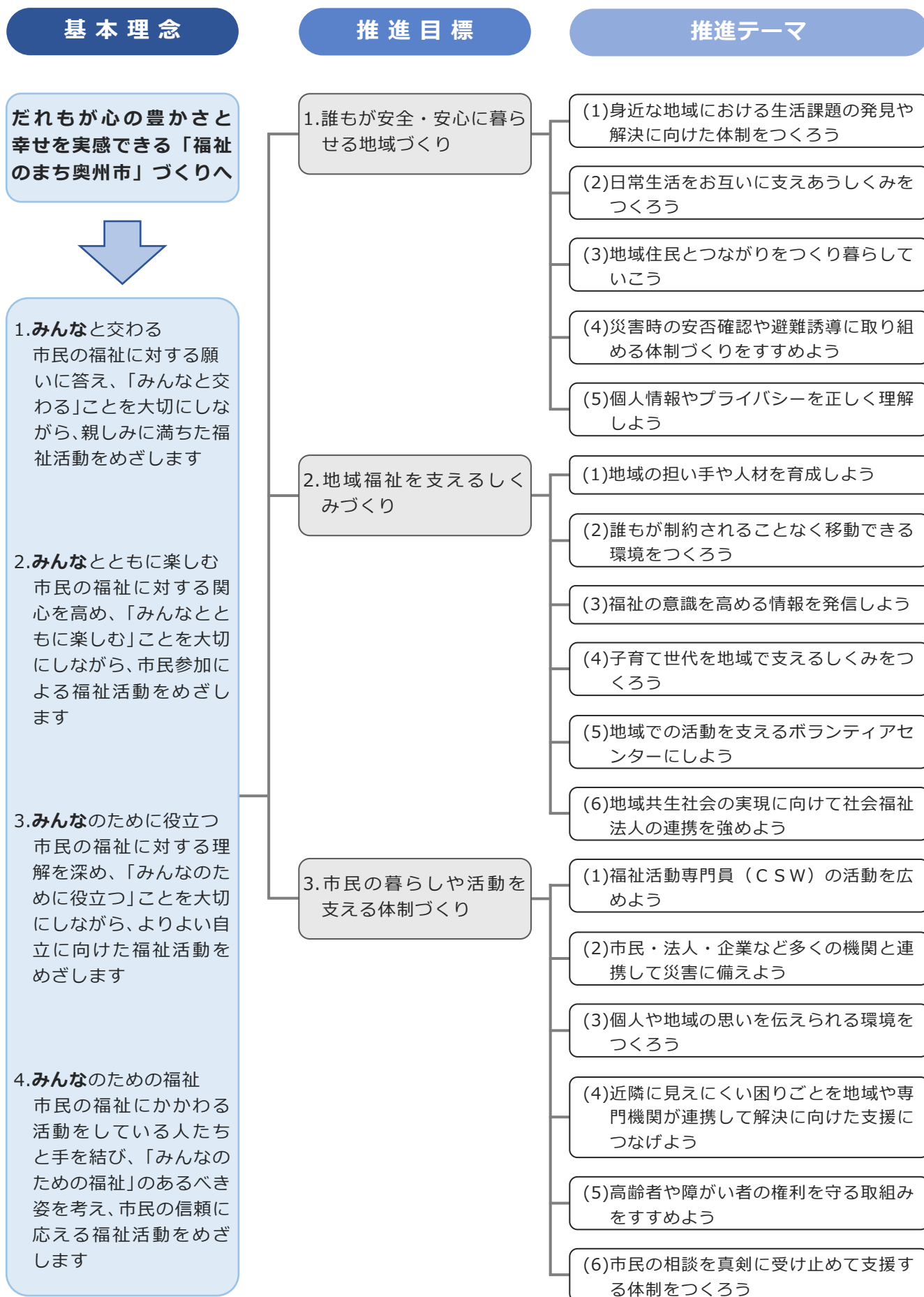
市社協では、福祉活動専門員（ＣＳＷ）を配置し、専門職の育成と小地域ネットワーク構築の支援や福祉課題の把握、解決に向けた支援を行い、福祉課題の解決や住民による生活支援のしくみづくりや担い手の養成を進め、安心した生活が継続できる地域づくりに取り組んできました。

その成果の一つとして、第３層に位置付く 333 行政区でのネット会議の設置数は 220 行政区を超え、多くの行政区で地域住民による話し合いの場が構築され、見守りや支援の対象者の把握や情報共有、サロン活動による集いの場の運営への支援体制が再構築されることとなりました。

第３次計画では、福祉活動専門員（ＣＳＷ）の役割や活動が市民に広く認識されるよう取組みを進めるとともに、地域住民が主体となる福祉活動を、より多くの市民に周知していきます。

また、福祉活動専門員（ＣＳＷ）が集いの場へ出向き、課題協議や情報共有など行う場合、可視化を取り入れながら地域住民の福祉の機運を高める取組みを進めます。

◇ 地域福祉活動計画の体系



◇ 第3次奥州市地域福祉活動計画と第3期奥州市地域福祉計画との連動

第3次奥州市地域福祉活動計画

推進目標・推進テーマ

1.誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

- (1)身近な地域における生活課題の発見や解決に向けた体制をつくろう
- (2)日常生活をお互いに支えあうしくみをつくろう
- (3)地域住民とつながりをつくり暮らしていこう
- (4)災害時の安否確認や避難誘導に取り組める体制づくりをすすめよう
- (5)個人情報やプライバシーを正しく理解しよう

2.地域福祉を支えるしくみづくり

- (1)地域の担い手や人材を育成しよう
- (2)誰もが制約されることなく移動できる環境をつくろう
- (3)福祉の意識を高める情報を発信しよう
- (4)子育て世代を地域で支えるしくみをつくろう
- (5)地域での活動を支えるボランティアセンターにしよう
- (6)地域共生社会の実現に向けて社会福祉法人の連携を強めよう

3.市民の暮らしや活動を支える体制づくり

- (1)福祉活動専門員（CSW）の活動を広めよう
- (2)市民・法人・企業など多くの機関と連携して災害に備えよう
- (3)個人や地域の思いを伝えられる環境をつくろう
- (4)近隣に見えにくい困りごとを地域や専門機関が連携して解決に向けた支援につなげよう
- (5)高齢者や障がい者の権利を守る取組みをすすめよう
- (6)市民の相談を真剣に受け止めて支援する体制をつくろう

第3期奥州市地域福祉計画

基本方針・施策の基本方

第1節 福祉で安心・安全な地域づくり

- 1 地域住民相互による我が事・丸ごとの支え合いの推進
 - (1)地域の見守り体制の充実・強化
 - (2)日常生活を支えあう仕組みづくり
 - (3)地域住民との関わりを維持する暮らしの仕組みづくり
 - (4)助け合いを醸成する情報共有・情報発信
- 2 地域住民を主体とした地域福祉活動の推進
 - (1)地域福祉活動の拠点づくり
 - (2)地域福祉活動に向けた財源確保
 - (3)災害発生時の避難支援体制の整備と日常的な見守り支援

第2節 福祉を支える組織づくり・人づくり

- 1 交通弱者の支援の仕組みづくり
 - (1)交通弱者の支援の仕組みづくり
- 2 地域福祉を支える地域団体の活動の推進
 - (1)新規事業の参入を促進させる支援体制
 - (2)社会福祉法人の地域での活動を促進させる体制整備
 - (3)地域における社会福祉活動の推進
- 3 地域福祉を支える人材の育成
 - (1)「我が事」の意識醸成と住民主体の活動推進
 - (2)地域を担う人材の育成
 - (3)子どもの育ちを地域で支える仕組みづくり

第3節 包括的な福祉サービス提供の仕組みづくり

- 1 成年後見制度利用促進に向けた仕組みづくり
 - (1)権利擁護事業の周知と利用支援
- 2 丸ごと受け止める支援の体制づくり
 - (1)制度の垣根を超えた包括的な支援体制
 - (2)課題を抱える者の支援に向けた全庁的な支援体制
 - (3)制度の狭間の問題を見逃さない支援体制
- 3 必要なサービスにつなげる体制づくり
 - (1)住民に身近な相談支援体制の整備
 - (2)適切なサービス利用につなげる仕組みづくり
 - (3)利用者のサービス選択を確保する体制づくり